

～大切なお知らせ～

令和6年10月分(12月支給分)から
児童手当の制度が一部変更になります

支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

必ず裏面のフローを確認し、申請が必要な場合は申請書等の提出をお願いします。

【改正内容】

	改正前	改正後
支給対象	15歳まで(平成21年4月2日以降生まれ)の児童	18歳まで(平成18年4月2日以降生まれ)の児童
所得制限	あり	なし
手当月額	・3歳未満一律:15,000円 ・3歳～小学校終了まで 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 ・中学生一律:10,000円 ・所得制限以上一律:5,000円 (特例給付)	・3歳未満 第1子、第2子:15,000円 第3子以降:30,000円 ・3歳～18歳到達後の最初の年度末まで 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:30,000円
第3子のカウント	18歳まで(平成18年4月2日以降生まれ)の児童を含める	22歳まで(平成14年4月2日以降生まれ)の子を含める
支払期月	年3回(2月、6月、10月) (前月までの4ヶ月分を支払)	年6回(偶数月) (前月までの2ヶ月分を支払)

※12月支給分より、児童手当の支給月に送付していた支払通知書を廃止します

【大学生年代のお子さんがある方へ】

「大学生年代」の子の生活費等の経済的負担をしている場合で、0歳から「大学生年代」の子を含めてカウントすると子の人数が3人以上となる場合には、『監護相当・生計費の負担についての確認書※1』を提出することで、多子加算の増額が適用されます。

※1『監護相当・生計費の負担についての確認書』…提出の必要がある方は、本庁又は各支所の窓口でお申し出ください

※「大学生年代」…平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子

〔お問い合わせ〕 長門市役所 子育て支援課 TEL:(0837)23-1187